

広島市告示 第 180 号  
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）の附則第 2 条第 1 項による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市五日市火葬場、広島市西風館及び広島市高天原納骨堂の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区袋町 4 番 31 号

まごころサービスグループ（合人社計画研究所・日本斎苑）

代表者 株式会社合人社計画研究所

代表取締役 福 井 滋

2 公金事務を委託した期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで